

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律  
(昭和二十五年法律第百七十五号)(抜粋)

## (定義等)

## 第二条 (略)

2 (略)

3 この法律で「日本農林規格」とは、第七条の規定により制定された規格であつて、次に掲げる農林物資の品質についての基準を内容とするものをいう。

一 品位、成分、性能その他の品質についての基準(次号及び第三号に掲げるものを除く。)

二 生産の方法についての基準

## 三 流通の方法についての基準

## (製造業者等の行う格付)

## 第十四条 (略)

2 農林物資の生産業者その他の農林物資の生行程程を管理し、又は把握するものとして農林水産省令で定めるもの(以下「生産行程管理者」といふ。)は、農林水産省令で定めるところにより、ほ場又は事業所及び農林物資の種類ごとに、あらかじめ登録認定機関の認定を受けて、その生行程程を管理し、又は把握している当該認定に係る農林物資について日本農林規格による格付を行い、当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示(第二条第三項第二号に掲げる基準に係るものに限る。)を付することができる。

## (改善命令等)

第十九条の二 農林水産大臣は、第十四条第一項の認定を受けた農林物資の製造業者等(以下「認定製造業者等」といふ。)同条第二項の認定を受けた農林物資の生行程程管理者(以下「認定生産行程管理者」といふ。)若しくは同条第三項の認定を受けた農林物資の流通行程管理者(以下「認定流通行程管理者」といふ。)の行う同条第一項から第三項までの規定による格付(認定製造業者等、認定生産行程管理者又は認定流通行程管理者の行う同条第一項から第三項まで又は第五項の規定による格付の表示を含む)。第十五条第一項の認定を受けた農林物資の小分け業者(以下「認定小分け業者」といふ。)の行う同項の規定による格付の表示又は第十五条の二第一項の認定を受けた指定農林物資の輸入業者(以下「認定輸入業者」といふ。)の行う同項の規定による格付の表示が適当でないと認めるときは、当該認定製造業者等、認定生産行程管理者、認定流通行程管理者、認定小分け業者又は認定輸入業者に対し、期間を定めてその改善を命じ、又は格付の表示の除去若しくは抹消を命ずることができる。

## (指定農林物資に係る名称の表示)

第十九条の十五 何人も、第二条第三項第二号に掲げる基準に係る日本農林規格が定められている農林物資であつて、当該日本農林規格において定める名称が当該日本農林規格において定める生産の方法とは異なる方法により生産された他の農林物資についても用いられており、これを放置しては一般消費者の選択に著しい支障を生ずるおそれがあるため、名称の表示の適正化を図ることが特に必要であると認められるものとして政令で指定するもの(以下「指定農林物資」といふ。)については、当該指定農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に当該日本農林規格による格付の表示が付されていない場合には、当該日本農林規格において定める名称の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

2 何人も、指定農林物資以外の農林物資について、当該指定農林物資に係る日本農

林規格において定める名称の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

3 (略)

(名称の表示の除去命令等)

第十九条の十六 農林水産大臣は、前条の規定に違反した者に対し、指定農林物資に係る日本農林規格において定める名称の表示若しくはこれと紛らわしい表示を除去若しくは抹消すべき旨を命じ、又は指定農林物資の販売、販売の委託若しくは販売のための陳列を禁止することができる。

## 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令（抜粋）

(昭和二十六年八月三十一日政令第二百九十一号)

(名称の表示の適正化を図ることが必要な農林物資)

第十条 法第十九条の十五第一項 の政令で指定する農林物資は、次のいずれかに該当する飲食料品とする。

- 一 当該農産物の生産に用いた種苗のは種又は植付けの二年前（多年生の植物から収穫されるものにあつては、その収穫の三年前）から当該農産物の収穫に至るまでの間、化学的に合成された農薬、肥料及び土壤改良資材（使用することがやむを得ないものとして農林水産大臣が定めるものを除く。以下この号において「化学農薬等」という。）を使用しないほ場（当該農産物の収穫の一年前から収穫に至るまでの間、化学農薬等を使用しないほ場であつて、当該農産物の収穫後も引き続き化学農薬等を使用しないことが確実であると見込まれるものを含む。）において収穫された農産物（農林水産大臣が定める基準に適合するものに限る。）
  - 二 専ら前号に掲げる農産物を原料又は材料として製造し、又は加工した飲食料品（農林水産大臣が定める基準に適合するものに限る。）

## 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則

(昭和二十五年農林水産省令第六十二号)(抜粋)

### ( 生産行程管理者の認定の申請 )

第二十八条 法第十四条第二項の認定の申請は、次に掲げる事項を記載した書類を登録認定機関に提出してしなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所
  - 二 格付を行おうとする農林物資の種類
  - 三 当該農林物資の生産を行う場又は事業所の名称及び所在地
  - 四 次条第二項各号に掲げる事項
  - 五 その他参考となるべき事項

## 有機農産物の日本農林規格 (抜粋)

(平成17年10月27日農林水産省告示第1605号)

## ( 生産の方法についての基準 )

第4条 有機農産物の生産の方法についての基準は、次のとおりとする。

事 項	基 準
<u>ほ場又は採取場</u>	<p>1 ほ場については、周辺から使用禁止資材が飛来し、又は流入しないように必要な措置を講じているものであり、かつ、次のいずれかに該当するものであること。</p> <p>(1) 多年生の植物から収穫される農産物にあってはその最初の収穫前3年以上、それ以外の農産物にあってはは種又は植付け前2年以</p>

	上（開拓されたほ場又は耕作の目的に供されていなかったほ場であって、2年以上使用禁止資材が使用されていないほ場において新たに農産物の生産を開始した場合にあっては種又は植付け前1年以上）の間、この表ほ場に使用する種子、苗等又は種菌の項、 <u>ほ場における肥培管理の項</u> 、ほ場における有害動植物の防除の項及び一般管理の項の基準に従い農産物の生産を行っていること (以下略)
<u>ほ場における肥培管理</u>	1 当該ほ場において生産された農産物の残さに由来するたい肥の施用又は当該ほ場若しくはその周辺に生息し、若しくは生育する生物の機能を活用した方法のみによって土壤の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ること。ただし、当該ほ場又はその周辺に生息し、又は生育する生物の機能を活用した方法のみによっては土壤の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ることができない場合にあっては、別表1の <u>肥料及び土壤改良資材</u> （製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないもの及びその原材料の生産段階において組換えDNA技術が用いられていないものに限る。以下同じ。）に限り使用することができる。 (以下略)

#### （有機農産物の名称の表示）

第5条 有機農産物の名称の表示は、次の例のいずれかによることとする。

- (1)「有機農産物」
- (2)「有機栽培農産物」
- (3)「有機農産物」又は「(有機農産物)」
- (4)「有機栽培農産物」又は「(有機栽培農産物)」
- (5)「有機栽培」又は「(有機栽培)」
- (6)「有機」又は「(有機)」
- (7)「オーガニック」又は「(オーガニック)」

(注)「」には、当該農産物の一般的な名称を記載すること。

2～3 (略)

有機農産物及び有機飼料（調整又は選別の工程のみを経たものに限る。）についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者の認定の技術的基準（抜粋）  
(平成17年11月25日農林水産省告示第1830号)

#### 一 生産及び保管に係る施設

##### 1 生産に係る施設

- (1) ほ場又は採取場が、有機農産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1605号。以下「有機農産物規格」という。）第4条の表ほ場又は採取場の項の基準に適合していること。ただし、多年生の牧草を生産する場合にあっては、同項基準の欄1の(1)の「多年生の植物から収穫される農産物にあってはその最初の収穫前3年以上」とあるのは、「多年生の牧草にあってはその最初の収穫前2年以上」と読み替えるものとする。  
(以下略)

## 行政手続法

(平成五年十一月十二日法律第八十八号)(抜粋)

### (不利益処分をしようとする場合の手続)

第十三条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

一 次のいずれかに該当するとき 聴聞

- イ 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。
  - ロ イに規定するもののほか、名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。
  - ハ 名あて人が法人である場合におけるその役員の解任を命ずる不利益処分、名あて人の業務に従事する者の解任を命ずる不利益処分又は名あて人の会員である者の除名を命ずる不利益処分をしようとするとき。
- 二 イからハまでに掲げる場合以外の場合であって行政庁が相当と認めるとき。
- 二 前号イから二までのいずれにも該当しないとき 弁明の機会の付与

2 (略)

### (弁明の機会の付与の方式)

第二十九条 弁明は、行政庁が口頭ですることを認めたときを除き、弁明を記載した書面(以下「弁明書」という。)を提出してするものとする。

2 弁明をするときは、証拠書類等を提出することができる。

### (弁明の機会の付与の通知の方式)

第三十条 行政庁は、弁明書の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時)までに相当な期間をおいて、不利益処分の名あて人となるべき者に對し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項
- 二 不利益処分の原因となる事実
- 三 弁明書の提出先及び提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所)